

「ゾーン30」の概要

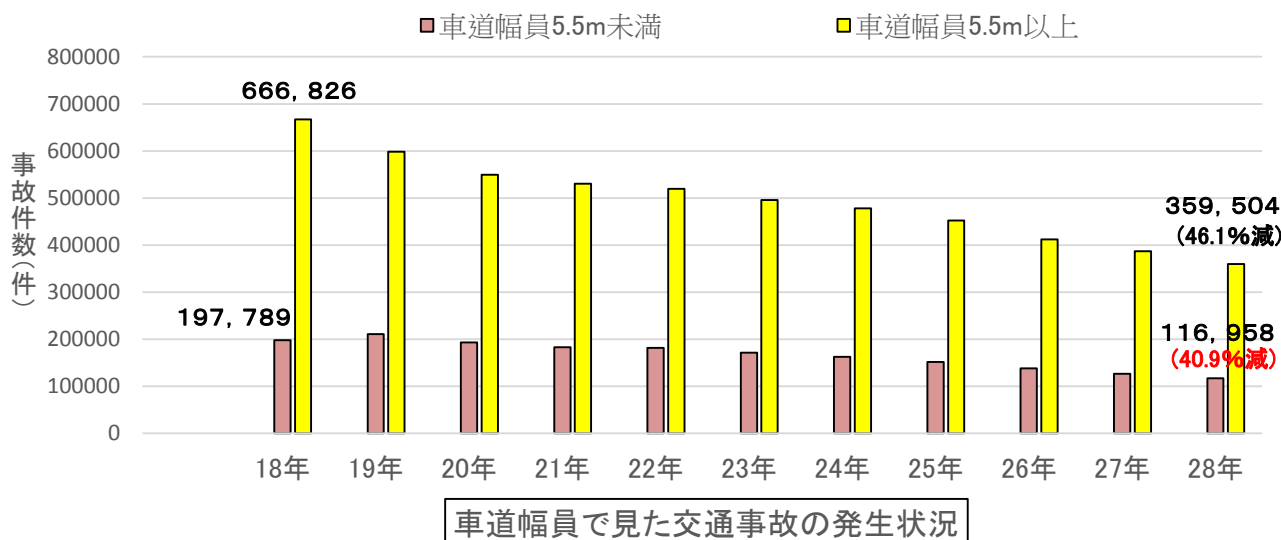
警察庁交通局

1 「ゾーン30」とは

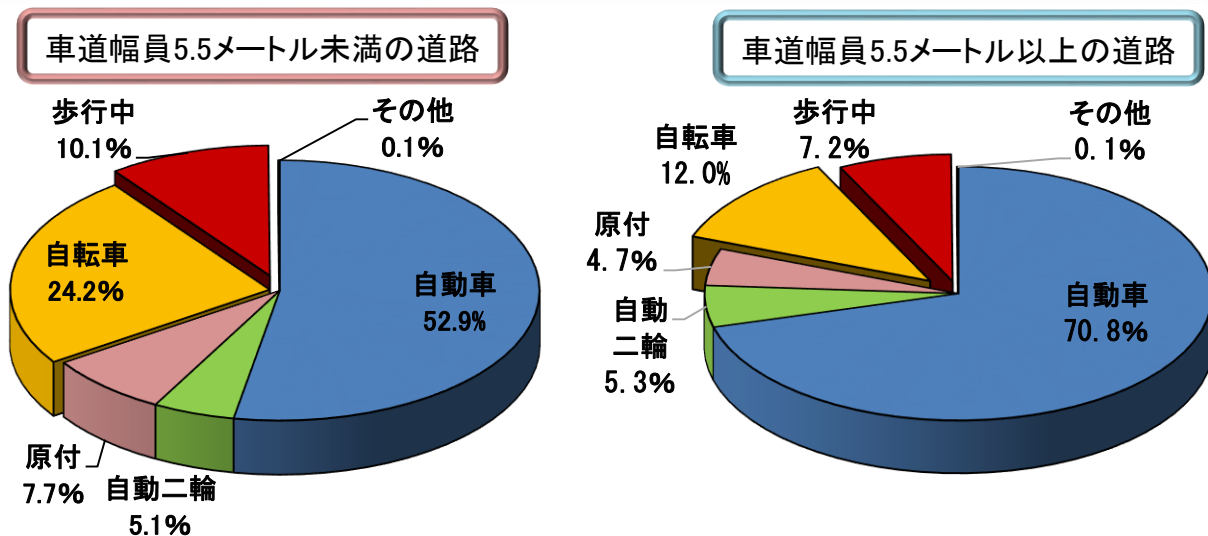
生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

2 生活道路対策の必要性

車道幅員5.5メートル以上の道路における交通事故件数は10年前と比較して46.1%減少しているのに対し、生活道路と考えられる車道幅員5.5メートル未満の道路における交通事故件数は40.9%の減少にとどまっています。



幹線道路に比べて生活道路では、交通事故死傷者全体に占める歩行中の死傷者や自転車乗用中の死傷者の割合が高くなっています。



道路幅員別・状態別の交通事故死傷者の構成率(平成28年中)

3 「ゾーン30」における主な対策内容

～対策のポイント～

- ゾーン内における走行速度の抑制
- 通過交通（抜け道としての通行）の抑制・排除

ゾーン入口の対策

標識・表示の設置により、ドライバーに対し、ゾーンの入口を明示



ゾーン内の対策

最高速度30キロメートル毎時の区域規制の実施、路側帯の設置・拡幅と中央線抹消、物理的デバイス(ハンブ等)の設置等による速度抑制や、通行禁止等の交通規制の実施による通過交通の抑制・排除

最高速度規制の実施



大型通行禁止規制等の実施



ハンブ等の設置



路側帯の設置・拡幅と中央線の抹消



ゾーン周辺の対策

ゾーン周辺道路における交通流の円滑化により、ゾーン内への通過交通の流入を抑制・排除

信号制御の見直し



右折車線の設置



< 凡 例 >

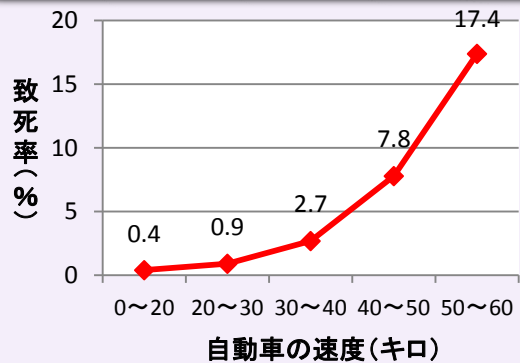
- 対策名** 公安委員会の対策
- 対策名** 道路管理者の対策
- 対策名** 公安委員会又は道路管理者の対策

4 「ゾーン30」Q&A

Q 1 なぜ30キロ規制なのですか？

A 1 右のグラフのとおり、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。このため、生活道路を走行する自動車の速度を時速30キロ以下に抑制することとしたものです。

自動車の速度と歩行者の致死率



注 1 平成17年から21年中に幅員5.5メートル未満の単路で発生した人対車両事故の分析による。
2 致死率とは、死傷者数に対する死者数の割合をいう。

Q 2 どのような区域を「ゾーン30」として整備しているのですか？

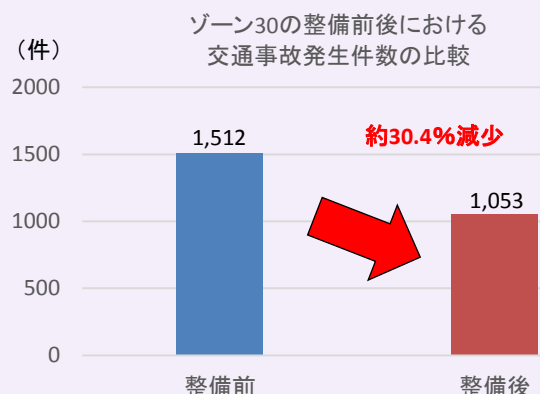
A 2 地域の皆さんの御要望や交通量・交通事故の発生状況等をもとに、主として生活道路が集まった区域に通学路が含まれている場合などにおいてゾーン30の整備を進めていますが、このほかにも、例えば、公共施設など高齢者・子供が利用する施設等を含む区域、観光施設等多数の歩行者等の通行が想定される区域などにおいても、ゾーン30の整備を進めています。

Q 3 「ゾーン30」はどれくらい整備されているのですか？

A 3 ゾーン30については、平成23年に定めた当初の整備目標（全国約3,000か所）を達成し、平成28年度末までに全国で3,105か所を整備しています。

Q 4 「ゾーン30」の整備効果はどうですか？

A 4 ゾーン30の整備は、区域内における車両の速度及び交通量に対して一定の抑制効果を上げることが確認されており、平成26年度末までに全国で整備したゾーン30のうち約700か所において、整備前の1年間と整備後の1年間における交通事故発生件数を比較したところ、右図のとおり、交通事故防止に効果があることが確認されています。



5 「ゾーン30」における整備事例

【中央線の抹消、車道幅員の減少】



【ゾーン入口の明確化】



【物理的デバイスの設置】

